監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定期監査について、 富山市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定により、次のとおりそ の結果を報告する。

記

1 監査の種類

財務監査(監査基準第2条第1項第1号) 行政監査(監査基準第2条第1項第2号)

2 監査の実施場所及び日程

実施場所:監查室

日 時:令和6年1月29日(月)

- 3 監査実施期間及び現地調査箇所
- (1)監査実施期間 令和5年12月15日から令和6年1月29日まで
- (2) 現地調査箇所 該当なし
- 4 監査の概要
- (1)対象部局及び所属

こども家庭部

・こども保育課

選挙管理委員会事務局

教育委員会事務局

- 教育総務課
- 学校施設課
- ・学校教育課(野外教育活動センターを含む)
- ・生涯学習課(大山歴史民俗資料館、八尾化石資料館、猪谷関所館を含む)
- ・教育センター
- (2) 対象期間

令和4年度

(3) 対象事務

上記期間における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び行政 事務の執行を対象とした。 なお、必要があると認める場合は、現年度や過年度も対象とした。

(4) 監査の着眼点

共通監査項目として以下の次の事項に重点を置いて、監査を実施した。

- ア 現金の収納事務について
- イ 歳入の執行事務について
- ウ 委託・工事契約関係事務について
- エ 負担金・補助金・交付金の支出について
- オ 財産の管理事務について
- カ 各課の所管する重要かつ特徴的な事務について
- キ 前回監査等での指摘・意見に対する措置状況等について

5 監査の主な実施内容

監査対象となる部局の事務事業の中から、財務的及び行政的観点に基づき、提出された監査資料を審査し、関係職員の説明を求め、監査を実施した。

また、必要に応じて現地調査を行った。

6 監査の結果

監査の結果、概ね適正に執行されていたものと認めるが、是正又は改善が必要であると認める事項について、次のとおり指摘事項とした。

- (1) こども家庭部 こども保育課
- ア こども保育課長が管理者である公印(社会福祉事務所長印)について、本来 の保管場所に保管されておらず、管理が厳正に行われていなかった。また、備 品台帳に記載されていなかったので、改善を図られたい。
- イ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られ たい。
 - (ア)休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 欄に記載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、過小支給や過大支給となっているものが複数あった。
 - (イ) 午後 10 時から翌日の午前 5 時までの超過勤務について、超過勤務手当 150/100 欄に記載すべきところ、135/100 欄に記載したことにより、過小支 給となっているものが複数あった。

(2) 選挙管理委員会事務局

- ア 日額と定められた非常勤特別職(選挙長)の報酬について、職務従事後 10 日以内の日に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 超過勤務手当等の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。
- (ア) 週休日に行った勤務について、週休日の振替により休憩時間を除いた残り の勤務時間の超過勤務手当の支給割合は、午後10時以降は175/100(60時

- 間超)とすべきところ、150/100としたことにより、過小支給となっている ものがあった。
- (イ) 休日に行った勤務について、正規の勤務時間中に勤務した時間については 休日給欄、それ以外の勤務した時間については超過勤務手当 135/100 欄へ記 載すべきところ、勤務した全時間を休日給欄に記載したことにより、超過勤 務手当及び休日給が過大支給となっているものがあった。
- (3) 教育委員会事務局 教育総務課
- ア 月額と定められた非常勤特別職(教育委員会)の12月分の委員報酬について、その月の20日に支払われていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 契印について、備品台帳が作成されていなかったので、改善を図られたい。 ウ 超過勤務手当の支給について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られ たい。
- (ア) 週休日に行った午前2時30分から午前7時30分までの勤務について、午前5時までの超過勤務手当の支給割合は160/100、それ以降の勤務については135/100とすべきところ、誤って全ての勤務時間を160/100欄に記載したことにより、端数処理の結果、過小支給となっているものがあった。
- (イ) 再任用短時間勤務職員が行った超過勤務について、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの勤務について支給割合は100/100、それを超えた場合は125/100とすべきところ、1日8時間15分までの勤務に対して100/100としたことにより、端数処理の結果、過大支給となっているものがあった。
- (ウ) 人事給与システムへの入力誤りにより、過小支給となっているものがあった。
- (4) 教育委員会事務局 学校施設課
- ア 気象観測機器に係る行政財産使用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- (5) 教育委員会事務局 学校教育課
- ア 契印について、備品台帳が作成されていなかったので、改善を図られたい。
- (6) 教育委員会事務局 教育センター
- ア 豊田適応指導教室の敷地内占用料の納入期限において、納入通知書を交付する日から 20 日以内に指定されていないものが見受けられたので、改善を図られたい。
- イ 旧富山市教育センターグラウンドの使用における協議文書について、次の誤 りが見受けられたので、改善を図られたい。
- (ア)教育委員会事務局長決裁とすべきところ教育センター所長決裁に、また、 教育委員会事務局長から市民生活部長宛とすべきところ、教育センター所長 からスポーツ健康課長宛に、「行政財産の使用について(お願い)」を送付し

ていた。

- (イ) 当該財産は、令和5年度にスポーツ健康課から学校施設課へ所管換されているが、令和5年度においてもスポーツ健康課長宛に同様の協議文書を送付していた。
- ウ 超過勤務手当の支給について、週休日に行った勤務の支給割合は 135/100 とすべきところ、125/100 欄の勤務時間数の累計としたことにより、過小支給となっているものが見受けられたので、改善を図られたい。